

「臨時福祉給付金」
「子育て世帯臨時特例給付金」

申請受付中!

7月28日から、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受け付けています。対象者と思われる方には7月下旬に申請用紙を送付していますので、対象になるかどうか確認の上、期限までに申請してください。
(用紙が届いた方でも、給付の対象とならない場合があります。)

●申請期間 7月28日～10月28日

「臨時福祉給付金」

●対象者 平成26年1月1日時点で、原則庄原市に住民登録のある方で、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、市区町村民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者は原則対象外。

●申請方法 紫色の封筒で送付された指定の申請用紙に①印字されている内容と誓約・同意事項を確認の上、申請者全員の前印②申請者(代表者)本人の振り込み先の記入③振り込み先が確認できる部分の通帳の写しを添付の上、同封の返信用封筒で郵送するか持参してください。
※申請用紙が届いていなくても、対象になると思われる方はご連絡ください。申請用紙を送付します。(申請時には、本人と本人を扶養している方が非課税であることを証明する必要があります。)

「子育て世帯臨時特例給付金」

●対象者 平成26年1月1日時点で、原則庄原市に住民登録のある方で、1月分の児童手当の受給者。ただし、児童手当の所得制限限度額以上の方や臨時福祉給付金受給者、生活保護受給者などは対象外。

●申請方法 送付された指定の申請用紙に、①印字されている内容と誓約・同意事項を確認のうえ申請欄へ押印、②公務員は、所属庁から交付された証明書と振り込み先が確認できる部分の通帳の写しを添付の上、同封の返信用封筒で郵送するか持参してください。

なお、児童手当の振込口座以外への振り込みを希望する場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
※詳しくは、広報しようばら6月号または市ホームページをご覧ください。
※電話での個人に関するお問い合わせ(「市民税は課税されているか」「扶養されているか」「児童手当を受けているか」など)には、本人であってもお答えすることができません。

問い合わせ

●臨時福祉給付金
給付金専用ダイヤル(社会福祉課)
☎0824・73・1737
●子育て世帯臨時特例給付金
児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192

母子保健
だより



こどもの夏の
皮膚トラブルを予防しよう

保健医療課健康推進係 ☎0824・73・1255

夏は皮膚トラブルの多い季節です。楽しく過ごすことができるように、皮膚に異常を感じた時には放置せず、早めに小児科・皮膚科へ相談しましょう。

あせも

汗をかきやすいおでこや肘の内側、首の周りなどに白いぶつぶつができて、やがてかゆみのある赤い発疹になります。スキンケアをすれば白いものは1～2日で治ります。

汗をかいた後はふき取るか、かゆがるときには冷たいタオルを当てて対応しましょう。
なかなか治らないときには医師に相談しましょう。

水いぼ

おなかや手足に白く光沢のあるいぼが数個～十数個できます。こすれてつぶれると中のウイルスが飛び散ってそこから増えます。水いぼの治療はピンセットで直接取る処置が広く行われていますが、子どもにも苦痛を与えることになるので、医師とよく相談して治療してください。

とびひ

虫刺され跡などに水疱(すいほう)ができ、やがて、水疱は膿で白く濁り、かきこわすとじくじくした状態になります。じくじくした傷をかき壊した爪でほかのところをかくとそこにも広がっていきます。対処法は、病院で処方された薬があればじくじくした部分に塗り、ガーゼで覆います。
爪も短く切りましょう。じくじくした部分が乾燥するまでガーゼで覆いましょう。

気になる発しんチェック!

<p>顔</p> <ul style="list-style-type: none"> 両ほほに赤い発しん りんご病 赤いぶつぶつした発しん 水ぼうそう など 	<p>口</p> <ul style="list-style-type: none"> 水ぼう 手足口病 ヘルパンギーナ はしか(白い斑点) など 舌にできたぶつぶつ 溶連菌感染症 など
<p>全身</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤いぶつぶつした発しん 麻疹や風しん 水ぼうそう など 光沢がある水ぼう 水いぼ など 盛り上がった発しん じんましん など うみをもった水ぼう とびひ など 	<p>全身(関節部など)</p> <ul style="list-style-type: none"> かさかさした湿しん アトピー性皮膚炎 など 赤いぶつぶつした発しん あせも など